

(財)住宅保証機構の「住宅性能保証制度」適用住宅(地域木造優良住宅)

ちきゅう住宅審査員・検査員資格認定講習会のご案内

主催：(社)全国中小建築工事業団体連合会(国土交通省所管団体)、

関西建築業協議会

協力：(財)住宅保証機構 関西住生活団体連合会

全建連(全国中小建築工事業団体連合会)は、わが国唯一の公益団体である地域工務店の全国組織として、独自の品質基準と管理基準を備えた「地域木造優良(ちきゅう)住宅」を普及促進するとともに、(財)住宅保証機構の検査員を兼ねる「ちきゅう住宅検査員」制度による自主管理体制の拡充に努めています。

「第1回超長期住宅先導的モデル事業」のシステム提案を独自の品質基準と管理基準を備えた「地域木造優良(ちきゅう)住宅先導的システム国産材モデル(以下「ちきゅう住宅国産材モデル」という)」として申請し、採択されました。

今後平成24年度まで全建連型先導的モデルに取り組む時は「ちきゅう住宅検査員」は必須となります。

今回の講習会は、全建連型超長期住宅先導的モデル「ちきゅう住宅国産材モデル」に必要な審査員の資格取得の講習会です。

尚、ちきゅう住宅国産材モデル以外の「ちきゅう住宅」にも携わっていただけますので、是非この機会に「ちきゅう住宅」審査員・検査員の資格を取得され、皆様の事業発展にお役立て下さい。

「ちきゅう住宅」とは、(財)住宅保証機構が運営する「住宅性能保証制度」と来年に施行される「瑕疵担保責任履行のための資力確保の義務付け」に全面的に適用した、地元工務店が建設する10年瑕疵保証の木造軸組工法(在来工法)住宅のことです。

(※ちきゅう住宅を建築するには当協議会の会員企業であることが条件です)

メリットは…

- ①1回目の基礎背筋工事完了時検査を、自社のちきゅう住宅審査員・検査員が自ら行うことが認められている。(2回目の屋根工事完了時検査は機構検査員が実施)
- ②住宅瑕疵担保履行法に合致した(財)住宅保証機構の住宅瑕疵担保責任保険を一般の申請物件よりも大きく軽減された住宅登録料(保険料)で受けられる。
(瑕疵保証義務化に向けて保険料率は、制度の変更により見直される予定)

例：住宅価額2,000万円の場合の住宅登録料(H20.4.1時点)

単位：円

お得な金額です!

コース	一般住宅利率	ちきゅう住宅利率	手数料	支払合計	一般との差額
通常	0.5189%=103,780	0.2480%=49,600	+20,000	=69,600	34,180
中小企業者	0.4384%=87,680	0.2305%=46,100	+20,000	=66,100	21,580

「ちきゅう住宅 審査員・検査員」講習会

記

日 時：平成 20 年 9 月 19 日（金） 午後 1：30～4：40（受付午後 1:00 開始）

会 場： ドーンセンター 4階 中会議室 3号室

〒540-0031 大阪市中央区大手前 1-3-49 TEL：06-6910-8500

・京阪「天満橋」駅下車。東口方面の改札から地下通路を通過して1番出口より東 350m。

・地下鉄谷町線「天満橋」駅下車。1番出口より東へ 350m。

・JR 東西線「大阪城北詰」駅下車。2番出口より土佐堀通り沿いに西へ 550m。

定 員：50 人

受講費用及び登録費：15,000 円／1 人（テキスト代・消費税込み）

振込先：三井住友銀行 天満橋支店 普通預金 1458319 関西建築業協議会

* 上記口座にお申込と同時に振込み下さい。（先約順受付）

主 催：全国中小建築工事業団体連合会（国土交通省所轄団体）
関西建築業協議会

《申込締切日》 平成 20 年 9 月 12 日（金）PM4 時必着

《申込方法》

- ①「受講申込・受付書」にご記入の上、FAX 下さい。（FAX：06-6941-8337）
- ②別紙の「受講申込書」に所定事項を漏れなく記載し、資格要件を証明する資格証の写しを添付の上、当協議会に郵送でお申込下さい。（平成 20 年 9 月 12 日必着）
また、受講申込書には受講者の顔写真（タテ 3cm×ヨコ 2.5cm）を必ず所定の位置に貼りこんで提出して下さい。
- ③参加費用を上記口座へお振込み下さい。尚、振込手数料はご負担下さい。
- ④お申込みは受講申込書到着、かつ参加費用の着金をもって受付完了とします。
- ⑤受講票等当日のご案内は締切日以降順次発送いたします。

《ご 注 意》

- ①お支払い後の受講費用はいかなる場合も返金できません。
- ②お申込み後、やむを得ない事により受講申込人が参加できない場合は、次回受講又は、代わりの方の受講を講習会前日までに当事務局にご連絡下さい。

《申込み・問合せ先》

関西建築業協議会 事務局

〒540-0012 大阪市中央区谷町 1-7-4 MF 天満橋ビル 5階

TEL：06-6941-8336 FAX：06-6941-8337 E-mail: info@hws.or.jp



京阪「天満橋」駅下車。東口方面の改札から地下通路を通過して1番出口より東 350m

地下鉄谷町線「天満橋」駅下車。1番出口より東へ 350m

JR 東西線「大阪城北詰」駅下車。2番出口より土佐堀通り沿いに西へ 550m

✕ 下記の受講申込・受付書を切り取ってご使用下さい。

9/6 (木) 「ちきゅう住宅講習会」受講申込受付書

関西建築業協議会 事務局宛

FAX : 06-6941-8337

平成 19 年 月 日

フリガナ			
勤務先名			
勤務先住所		〒 TEL : () FAX : ()	
1	フリガナ	生年月日	
	氏名	大・昭 年 月 日	
	住所	〒 TEL : () FAX : ()	
	保有資格 (該当するものに○)	1.一級建築士 ※取得後 5 年以上の実務経験があること 2.二級建築士 ※取得後 10 年以上の実務経験があること 3.木造建築士 ※取得後 10 年以上の実務経験があること 4.建築施工管理技士 ※合格後 10 年以上の実務経験があること 5.一級建築大工技能士 ※合格後 10 年以上の実務経験があること 上記資格の取得年月日 (昭和・平成 年 月 日)	
	申込資格	① () ちきゅう住宅 審査員・検査員 ※いずれかに○を ② () ちきゅう住宅 審査員・検査員 EX して下さい。	

◆ 資格種類

- ① ちきゅう住宅審査員・検査員 ※木造軸組造のみを対象とします。
- ② ちきゅう住宅審査員・検査員 EX ※木造軸組造と鉄骨造、鉄筋コンクリート造りを対象とします。(これらの工法の混構造住宅も可能)

◆ 資格要件

① ちきゅう住宅審査員・検査員

次のいずれかに該当すること

- (1) 建築士の資格を有し、一級建築士の免許を受けた後 5 年以上、又は二級建築士並びに木造建築士の免許を受けた後、10 年以上の実務経験を有する者。
- (2) 建築施工管理技士の資格を有し、技能検定合格後 10 年以上の実務経験を有する者。但し、二級施工管理技士（仕上げ）は除く。
- (3) 建築大工職に関し、一級の技能検定合格後 10 年以上の実務経験を有する者。
- (4) 以上のほか、審査員・検査員として、必要な資質を有する者として全建連が認めるもの。

② ちきゅう住宅審査員・検査員 EX

次のいずれかに該当すること

- (1) 建築士の資格を有し、一級建築士の免許を受けた後 5 年以上の実務経験を有する者。
- (2) 建築士の資格を有し、二級建築士の免許を受けた後 10 年以上の実務経験と「ちきゅう住宅審査員・検査員」の実務経験を 3 年以上有する者。

◆ 審査員・検査員の役務

審査員・検査員は、自身が経営、あるいは所属する会社が建設する「ちきゅう住宅」が基準に適合しているかを設計図書により審査する設計審査と、基礎に関する現場審査を主に行うものとする。

◆ 備考

- ・資格登録証は、講習会終了後 10 日前後で交付する予定です。
- ※ 物件の申請は講習会終了時から可能です。
- ・登録機関は（資格有効期間）は受講の日から 3 年間です。